

議案第57号

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日提出

みよし市長 小山 祐

説明

この案を提出するのは、学校医等に対する報酬の額を引き上げるため必要があるからである。

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部
を改正する条例

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項中「240,000円」を「250,000円」に改め、同表学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の項中「190,000円」を「195,000円」に改め、同表学校歯科医の項及び学校薬剤師の項中「240,000円」を「245,000円」に改め、同表保育園医の項中「240,000円」を「250,000円」に改め、同表保育園歯科医の項中「240,000円」を「245,000円」に改め、同表児童発達支援事業所医の項中「240,000円」を「250,000円」に改め、同表児童発達支援事業所歯科医の項中「240,000円」を「245,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(報酬)			
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から利水委員会委員の項まで 略		同左	
学校医	年額1校1人につき、基本額 <u>250,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき530円を加算した額	学校医	年額1校1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき530円を加算した額
学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医	年額1校1人につき、基本額 <u>195,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額	学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医	年額1校1人につき、基本額 <u>190,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額
学校歯科医	年額1校1人につき、基本額 <u>245,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額	学校歯科医	年額1校1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額
学校薬剤師	年額1校1人につき、基本額 <u>245,000円</u> 及び管理料50,500円を加算した額	学校薬剤師	年額1校1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料50,500円を加算した額
保育園医	年額1施設1人につき、基本額 <u>250,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童1人につき460円を加算した額	保育園医	年額1施設1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童1人につき460円を加算した額
保育園歯科医	年額1施設1人につき、基本額 <u>245,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童1人につき410円を加算した額	保育園歯科医	年額1施設1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童1人につき410円を加算した額
児童発達支援事業所医	年額1施設1人につき、基本額 <u>250,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童1人につき460円を加算した額	児童発達支援事業所医	年額1施設1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料70,000円に割当児童1人につき460円を加算した額
児童発達支援事業所歯科医	年額1施設1人につき、基本額 <u>245,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童1人につき410円を加算した額	児童発達支援事業所歯科医	年額1施設1人につき、基本額 <u>240,000円</u> 及び管理料40,000円に割当児童1人につき410円を加算した額
スポーツ推進委員の項 略		同左	
備考 略		備考 略	